



平成22年3月26日 17:00

厚生労働省健康局結核感染症課

照会先: 中嶋、江浪

(電話) 090 7809 4661

※厚生労働省において一般の方からの
電話相談窓口を開設しております。

(10:00~18:00)

03-3501-9031

報道関係者 各位

新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る対策の見直しについて

今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行状況については、全国約5,000箇所の定点医療機関で行うインフルエンザサーベイランスの調査結果によれば、平成22年3月初旬(3月1日から3月7日の週)には全国平均0.77となり、季節性インフルエンザにおける流行開始の目安としている1.00を下回っており、更に本日公表の調査結果(3月15日から21日の週)では0.41と、減少を続けている状況です。

このため、今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)の最初の流行は現時点では沈静化していると判断し、新型インフルエンザ(A/H1N1)の対策については資料1及び資料2のとおり見直しを行い、本日、都道府県、保健所設置市及び特別区に発出いたしましたので、お知らせいたします。

なお、今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)は終息したものではなく、今後再流行が生じる可能性があること及び病原性が変化する可能性があること等も想定し、引き続き流行状況を注視していただくことが必要と考えております。

見直しのポイント

○新型インフルエンザ(A/H1N1)に係るサーベイランス体制について

- ・クラスター(集団発生)サーベイランス→当面の間休止
- ・インフルエンザ入院サーベイランス→インフルエンザ重症サーベイランスに移行
- ・上記以外のその他のサーベイランスについては、継続して実施。

○その他、「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(二訂版)」、新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る医療体制及び新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業等については、今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)の再流行等を想定し、現状の対策を当面継続。

平成 22 年 3 月 26 日

各
都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザ (A/H1N1) に係る対策の見直しについて

新型インフルエンザ (A/H1N1) 対策については、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型インフルエンザ (A/H1N1) の流行状況については、全国約 5,000 箇所の定点医療機関で行うインフルエンザサーベイランスの調査結果によれば、平成 21 年 8 月中旬 (8 月 10 日から 8 月 16 日の週) に流行入りをし、11 月末 (11 月 23 日から 11 月 29 日の週) に流行のピークを迎えている。その後、定点医療機関当たりのインフルエンザの患者報告数は、減少に転じ、平成 22 年 3 月初旬 (3 月 1 日から 3 月 7 日の週) には全国平均 0.77 となり、季節性インフルエンザにおける流行開始の目安としている 1.00 を下回り、更にその後減少している。このため、今般の新型インフルエンザ (A/H1N1) の最初の流行は現時点では沈静化していると判断し、新型インフルエンザ (A/H1N1) の対策については以下のとおり見直しを行うので、その実施に遺憾なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。

また、今般の新型インフルエンザ (A/H1N1) は終息したものではなく、今後再流行が生じる可能性があること及び病原性が変化する可能性があること等も想定し、引き続き流行状況を注視していただくとともに、必要な準備等をお願いしたい。

なお、「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針 (二訂版)」については、既に都道府県等において柔軟に対応していただいていること及び今後の再流行等に備える必要があること等を踏まえ、現時点では改訂を行わないものとする。

記

第 1 新型インフルエンザ (A/H1N1) に係るサーベイランス体制について

以下のとおり見直しを行う。

- (1) クラスタ (集団発生) サーベイランスについては、発生動向が減少している局面においては、特別な対応による必要性が少ないと考えられるため、次の発生動向が上昇に転じるまで休止とする。
- (2) インフルエンザ入院サーベイランスについては、入院患者全ての詳細な情報を把握し続ける必要性が低いことから、一定の要件 (急性脳症、人口呼吸器、ICU 入院) に該当する重症者や死亡者を対象として、ウイルスの性状変化の早期探知を目的としたインフルエンザ重症サーベイランスに移行する。

その他のサーベイランスについては継続して実施をお願いする。

また、病原性の変化や重症例、死亡例が続くような異常な集団発生等、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる事象を把握した都道府県等の本庁は、引き続き厚生労働省に、電話で速やかに連絡を行うようお願いしたい。

なお、サーベイランスの変更時期や実際の運用等の詳細については、別途「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係るサーベイランス体制等について（三訂版）」においてお示しする。

第2 新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る医療体制について

地域の実情及び再流行等の可能性を想定し、外来診療体制の確保、入院診療体制の確保及び院内感染の防止等について、引き続き適切に御対応いただきたい。

第3 新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種事業について

今後、再流行等も想定されることから、当面は引き続き現在のワクチン接種事業を行うこととしており、御協力をお願いしたい。

なお、新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業は平成21年度事業として予算措置したところであるが、厚生労働省において翌年度への繰越手続きを行った上で引き続き補助事業を実施することとしている。各都道府県、市町村におかれては、再度、予算や交付申請などの措置を講じていただくこととなるが、対応方よろしくをお願いしたい。

平成22年度以降の当該ワクチン接種事業の位置付け、費用負担額等については、今後の流行状況や今通常国会に提出している「予防接種法等の一部を改正する法律案」等を踏まえ、今後お示しする予定である。

第4 上記に記載した以外の発熱相談センター、発熱外来の設置等については、各都道府県等において継続の有無を判断していただき差し支えない。

第5 全国統一番号のナビダイヤルシステムについては、これまでいくつかの自治体において活用できるように対応いただいていたところであるが、今般の状況を踏まえ、同システムについても3月31日をもって廃止する。

各

都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区

 衛生主管部（局）

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制等について
(三訂版)

新型インフルエンザ(A/H1N1)に係るサーベイランス体制については、平成 21 年 12 月 14 日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について(二訂版)」で示してきたところである。

今般、平成 22 年 3 月 26 日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る対策の見直しについて」の発出に伴い、新型インフルエンザ(A/H1N1)のサーベイランス体制を平成 22 年 3 月 29 日より順次、下記のとおりとするので、その実施に遺憾なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。

また、本事務連絡において、インフルエンザとは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 6 項第 1 号に規定するインフルエンザをいう。

記

第 1 新型インフルエンザ(A/H1N1)に係るサーベイランス体制の見直し

新型インフルエンザに係るサーベイランスについて、以下のとおり見直しを行う。

1 地域における感染拡大の探知のためのサーベイランス

(1) クラスタ（集団発生）サーベイランス

発生動向が減少している局面においては、特別な対応による必要性が少ないと考えられるため、次の発生動向が上昇に転じるまで休止とする。

(2) インフルエンザ様疾患発生報告（別添 1）

継続して実施する。

2 重症化及びウイルスの性状変化の監視のためのサーベイランス

(1) ウイルスサーベイランス（別添 2）

継続して実施する。

(2) インフルエンザ入院サーベイランス

入院患者全ての詳細な情報を把握し続ける必要性が低いことから、一定の要件（急性脳症、人工呼吸器装着、ICU入室の患者）に該当する重症者や死亡者を対象として、ウイルスの性状変化の早期探知を目的としたインフルエンザ重症サーベイランスに移行する。

(3) インフルエンザ重症サーベイランス（別添3）

すべての入院医療機関において、新型インフルエンザ（A/H1N1）に限らず、インフルエンザ患者のうち、重症化した患者（急性脳症、人工呼吸器装着、ICU入室の患者）の入院を確認した場合、また、入院の有無に限らず、インフルエンザ患者の死亡を確認した場合に保健所に対し連絡を行うこととする。

3 全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス

(1) インフルエンザサーベイランス（別添4）

継続して実施する。

第2 本事務連絡の第1に掲げるサーベイランスにおいて、厚生労働省への適時の報告を求めているところであるが、今後とも、この報告とは別に、病原性の変化や重症例、死亡例が続く様な異常な集団発生等、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる事象を把握した都道府県等の本庁は、厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行うこととする。なお、当該連絡を受けた場合、公衆衛生上の必要性が認められるものについて、厚生労働省と地方自治体の連携のもと、公表を行うものとする。

第3 変更時期について

都道府県等は、次に掲げる日程で、本事務連絡で変更された事項を運用されたい。

(1) 第2の1に掲げる事象

平成22年3月29日からの運用とする。

(2) クラスター（集団発生）サーベイランス

平成22年3月31日までの運用で、3月22日～3月28日の週の情報を30日までに報告する。

(3) インフルエンザ入院サーベイランス

平成22年3月30日までの運用で、重症・死亡事例に関しては、インフルエンザ重症サーベイランスで継続し報告する。

(4) インフルエンザ重症サーベイランス

平成22年3月29日からの運用で、3月29日～4月4日の週の情報の入力を適宜行いつつ、6日までに報告する。

インフルエンザ様疾患発生報告

第1 目的

学校におけるインフルエンザの流行状況を把握するため、インフルエンザ様症状の患者の発生による管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等の休校数等を把握する。

第2 実施の概要

- 1 保健所は、管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等と連携し、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握する。
- 2 保健所は、1で入手した情報を、1週間分（日曜日から土曜日まで）集計し、翌週火曜（休日の場合はその翌営業日）までに、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告する。

（参照）

- ・昭和48年9月20日衛情第102号「インフルエンザの防疫対策について」
- ・平成21年5月22日健感発第0522003号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「インフルエンザ施設別発生状況に係る調査について」

第3 厚生労働省への報告

都道府県等は、第2により入手した情報を、速やかに報告することとする。
当該報告は、感染症サーベイランスシステム（NESID）で行うものとする。

第4 実施時期

当面の間、継続する。

ウイルスサーベイランス

第1 目的

流行している新型インフルエンザウイルスの抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、病原性の変化の把握や診断・治療方針の見直し等に役立てる。

また、インフルエンザウイルスの型・亜型（A型、H1、H3、新型H1、B型）を調べることにより、流行しているインフルエンザ全体における新型インフルエンザ（A/H1N1）の割合を評価する。

第2 実施の概要

- 1 都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、所管している地方衛生研究所と協議を行い、本サーベイランスにおいて検査を行う検体数の上限をあらかじめ定めておくこととする。
- 2 病原体定点医療機関は、定点医療機関あたりのインフルエンザの患者の報告数があらかじめ定めた検体数の上限に達するまで、インフルエンザ定点医療機関として、保健所に報告する全てのインフルエンザの患者について、検体を採取する。
- 3 病原体定点医療機関は、定点医療機関あたりのインフルエンザの患者の報告数があらかじめ定めた検体数の上限を超えるようになった場合、インフルエンザ定点医療機関として保健所に報告するインフルエンザの患者の一部に限り、状況に応じて、検体を採取する。この際、年齢区分等に応じ、バランスのとれたサンプリングを行うよう留意しつつ、各地方衛生研究所であらかじめ取り決めた計画に基づき、実施することとする。
- 4 保健所は、2、3で採取された検体入手し、地方衛生研究所に送付する。
- 5 地方衛生研究所は、病原体定点医療機関から送付されたすべての検体について、インフルエンザウイルスの型・亜型についての確認検査を行う。

ここでいう確認検査とは、ウイルスの分離・同定又はPCR検査をいうものとし、都道府県等と地方衛生研究所との間であらかじめ協議し、両者のバランスに配慮して実施する。特に、一定数は、ウイルスの分離・同定を行うことに努めることとし、PCR検査については、インフルエンザ入院サーベイランス等における診断のためのPCR検査の実施状況をも勘案しつつ実施する。なお、ウイルスの同定にあたっては、赤血球凝集抑制（HI）試験を行い、あわせてHAの抗原性の変化を確認する。

- 6 地方衛生研究所は検査体制に応じて、病原体定点医療機関において採取された検体から分離されたウイルスの一部について、薬剤耐性の確認検査を行う。

- 7 地方衛生研究所は、分離されたウイルス株等を必要に応じて国立感染症研究所に送付し、国立感染症研究所は、送付されたウイルス株について遺伝子解析等の詳細な検査を行う。
- 8 都道府県等は、地方衛生研究所と連携し、検査に係る情報を把握する。また、ウイルスの分離・同定とPCR検査の結果が重複して計上されないように注意する。

(参照)

- ・平成11年健医発第458号厚生省保健医療局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査業の実施について」

第3 厚生労働省に対する連絡

地方衛生研究所は、第2の5の検査結果が判明し次第、直ちに厚生労働省に対して、検査に係る情報を報告することとする。

当該報告は、感染症サーベイランスシステム（NESID）の「病原体検出情報システム」で行うものとする。

第4 実施時期

通年、実施する。

第5 その他

- 1 インフルエンザ定点医療機関においては、診察したインフルエンザ様症状の患者について、臨床的に新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断できない場合には、インフルエンザとして届出を行うこととする。
- 2 検体のサンプリングの実施計画については、その考え方を国立感染症研究所においてとりまとめ、別途送付する予定であるが、それまでの間、従来のインフルエンザにおける方法に準じて対応することとする。
- 3 都道府県等においては、地方衛生研究所における抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性ウイルスの確認について、国立感染症研究所より送付する実施要綱に基づき、実施体制の整備に努めることとする。
- 4 四種病原体等となる新型インフルエンザ等感染症の病原体の運搬に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（平成10年厚生省令第99号）第31条の36及び「特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準」（平成19年厚生労働省告示第209号）を遵守して対応する。

インフルエンザ重症サーベイランス

第1 目的

新型、季節性を問わずインフルエンザと診断された重症及び死亡患者の数及びその臨床情報を把握することにより、当該感染症による重症者の発生動向や病原性の変化等について推察、把握する材料とする。

第2 実施の概要

1 すべての入院医療機関において、医師は、インフルエンザ患者の急性脳症、人工呼吸器装着、集中治療室入室、死亡を確認した場合、所管の保健所に対し連絡を行う。また、医療機関等において、入院外で死亡した患者を確認した場合（死亡診断または死体検案）も同様に連絡を行うこととする。なお、当該医療機関等においては、極力、患者の検体を採取しておくこととする。

2 当該連絡を受けた保健所は、患者の入院する医療機関等に連絡し、患者の臨床情報を入手するとともに、速やかに都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告する。

当該報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うことも可能である。

3 また、保健所は、急性脳症、人工呼吸器装着、集中治療室入室、または死亡を確認した患者の検体を入手し、地方衛生研究所に対してPCR検査を行うよう依頼する。

4 さらに、保健所は、患者の入院する医療機関等と連携し、患者の臨床情報を、週に一度、原則として報告日の前日までに更新するものとし、更新した最新の情報を月曜日（休日の場合はその翌営業日）までに、都道府県等の本庁に報告する。

（参照）

- ・平成21年10月1日付け「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（二訂版）」の2.（1）

第3 厚生労働省に対する連絡

1 都道府県等は、第2の2・3・4で入手した情報を、1週間（月曜日から日曜日）ごとに確認し、更新した最新の情報を火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに、厚生労働省に対して報告することとする。

当該報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

第4 実施時期

通年、実施する。しかし、新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザ患者の発生状況に応じて、上記の運用方針（報告方法、報告様式等）について、適時に見直しを行う。

第5 その他

- 1 第2の3で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。

インフルエンザサーベイランス

第1 目的

インフルエンザ定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生動向を把握する。

第2 実施方法

- 1 インフルエンザ定点医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、インフルエンザと診断した患者について、1週間（月曜日から日曜日）ごとに、保健所に報告する。

（参照）

- ・ 平成11年健医発第458号厚生省保健医療局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査業の実施について」
- 2 新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者（疑似症患者を含む。）に係る情報については、法第14条の規定に基づく届出と同様の様式、方法にて、保健所に報告を行うものとする。

第3 厚生労働省に対する報告について

保健所は、第2により入手した情報を、毎週水曜までに、厚生労働省に報告することとする

当該報告は、感染症サーベイランスシステム（NESID）で行うものとする。

第4 実施時期

通年、実施する。

第5 その他

インフルエンザ定点医療機関においては、診察したインフルエンザ様症状の患者について、臨床的に新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断できない場合については、インフルエンザとして届出を行うこととする。